

韮崎市森林整備計画書

計画期間 $\left(\begin{array}{l} \text{自 令和 4 年 4 月 1 日} \\ \text{至 令和 1 4 年 3 月 3 1 日} \end{array} \right)$

山 梨 県
韮 崎 市

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	3

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	5
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3 その他必要な事項	6
第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	6
2 天然更新に関する事項	9
3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項	10
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5 その他必要な事項	11
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2 保育の種類別の標準的な方法	12
3 その他必要な事項	13
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	15
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
3 その他必要な事項	20
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	20
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	20
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	21
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	21
5 その他必要な事項	21
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	21

2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	2 1
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	2 2
4	その他必要な事項	2 2

第 7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	2 2
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	2 3
3	作業路網の整備に関する事項	2 3
4	その他必要な事項	2 5

第 8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	2 5
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	2 7
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	2 8

III 森林の保護に関する事項

第 1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	2 9
2	その他必要な事項	2 9
第 2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	3 0
2	鳥獣被害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く。）	3 0
3	林野火災の予防の方法	3 1
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	3 1
5	その他必要な事項	3 1

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1	保健機能森林の区域	3 2
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	3 2
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	3 2
4	その他必要な事項	3 2

V その他森林整備に必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	3 3
2	生活環境の整備に関する事項	3 3
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	3 4
4	森林の総合利用の推進に関する事項	3 4
5	住民参加による森林の整備に関する事項	3 4
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	3 5

7	その他必要な事項	3 5
---	----------------	-----

(附) 参考資料

森林整備計画概要図

森林整備計画概要図（ゾーニング）

森林経営計画区域図

鳥獣害防止森林区域図

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、山梨県のほぼ中西部に位置し、西部には南アルプスの一部を形成しており、鳳凰三山と甘利山が連なり、この一帯は南アルプス国立公園と県立南アルプス巨摩自然公園となっている。

一方、東部は秩父多摩甲斐国立公園の前衛山の一つである茅ヶ岳の南麓を形成しており、これらの高く深い山並みを水源とする無数の大小河川が発源し、市の中心部を南北に流れる釜無川や塩川に注いでいる。周囲の山岳地帯には、保全すべき貴重な生態系が数多く見られるとともに、大小の河川は無数の生命を育み、韮崎の自然をより豊かなものにしている。

本市の総面積は 14,369ha で森林に恵まれており、森林面積は 9,264ha で総面積の 64% を占めている。森林の所有形態別面積は、県有林 3,674ha、民有林 5,590ha で、そのうちカラマツを主体とした人工林の面積は 2,978ha であり、人工林率は 35% で県平均を下回っている。また、人工林の齢級構成は 9 齢級以上が 2,256ha と全体の 76% を占めていることからわかるように、木材は利用適期を迎えていることから積極的な木材利用が必要である。

本市においては、これまで造成されてきた人工林を健全な状態で維持していく上で間伐、保育は不可欠となっている。そのため水土保持機能等の公益的な機能を保持しつつ、長伐期施業への移行も検討しながら、間伐等の保育を適切に行なうことが課題となっている。森林整備に当たっては、主に山梨県、森林組合及び林業関係団体が主体となって行っている。

また、近年、従来の水土保持機能の向上と合わせて、生活環境の保全といった地域住民の生活に密着した里山の整備も重視されてきており、重要な課題である。

本市の森林は、地域住民の生活に密着した里山が穂坂地区を中心に存在し、現在シイタケ原木としての需要も高い。また里山林は多くの人々の憩いの場でもあるが、近年松くい虫による被害が目立っているため自然景観の維持の面からも被害拡大防止を図る必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 森林の有する多面的機能

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能の確保を図りつつ、施業の集約化及び作業路網の充実により人工林資源を積極的に活用するため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施及び健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

森林の有する機能には、水源の涵養^{かん}、山地災害の防止、土壌の保全、快適環境の形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全等の公益的機能と木材生産等の機能がある。これらの機能を高度かつ総合的に発揮させる上で望ましい森林資源の姿を次のとおりとする。

①水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・

保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

②山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

③快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

④保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

⑤文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

⑦木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

この望ましい森林資源の姿を踏まえ育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の保全及び管理等に加え、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図るものとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策は次のとおりとする。

①水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を実施する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保

安林の適切な管理を推進することを基本とする。

②山地災害防止機能／土壌保全機能

災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

③快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。快適な環境の保全のための保安林の適切な管理を推進することとする。

④保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の適切な管理を推進することとする。

⑤文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の適切な管理を推進することとする。

⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

⑦木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施をする。この場合、木材資源を需要に応じて安定的に供給するために、積極的に施業の集約化や作業路網の開設、機械化を通じた効率的な森林整備の実施を図るものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

現在、市内の森林は人工林主体に資源が充実してきており、適正な森林施業の実施が喫緊の課題となっている。

そのため、森林総合監理士（フォレスター）、森林施業プランナー、県、森林組合等の林業経営体、森林所有者、市等で相互に連絡を密にして、意欲と能力を有する者による施業の集約化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った総合的な林業施策を計画的に推進するものとする。

森林施業の中心になる森林組合等の林業経営体は森林所有者に対して、積極的に施業を提案することを通じて、長期受委託契約による施業の集約化を進め、森林経営計画に基づく一体的かつ計画的な森林施業の推進を図るものとする。

一方、林道や林業専用道からの距離が短い森林については、森林作業道等（搬出路）の整備状況に応じて、利用間伐を実施する。また、今後伐期の長期化に伴い、高齢級の間伐や抜き切りが増加することが見込まれるため、作業路網を整備し、木材を搬出できる体制を整える。作業路網については、主伐時の搬出にも活用することを前提として作設を行い、簡易で丈夫な森林作業道への転換を図る。

主伐後の伐採跡地はこれまで人工植栽を基本としてきたが、造林コストの縮減等や多様な森林の造成の観点から、天然力を活用した更新も検討し、適切な更新方法を選択する。

人工植栽地については、その後適時適切な間伐を実施し、林内照度を確保して下層植生の生育を促す。

上記の森林施業を推進するにあたっては、現場に応じた低コスト・効率的な作業システムの確立を図る必要があり、森林組合等の林業経営体を中心に森林所有者、森林総合監理士（フォレスター）、森林施業プランナー、林業普及指導員、林務環境事務所職員、市林務担当職員の連携のもと最適な施業方法を選択する。

また、適時適切な森林施業を進めるためには、できるだけ所有者負担を軽減することが必要不可欠であることから国、県の補助事業について積極的な活用を図るものとする。

さらに、平成31年4月に森林環境税及び森林環境譲与税（以下「本税」という）に関する法律が施行され、本市においても本税が譲与されることになったことから、森林整備とその推進に本税の活用を図るものとする。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

（単位：年）

地域	樹 種									
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミシラベ	その他針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他広葉樹	
							用材用	その他	用材用	その他
本市全域	40	45	40	40	50	70	30	15	50	15

※標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう一定の立木材積を維持するものとする。

なお、主伐を行うに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこと。

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表を参考にすること。

樹 種	生産目標	期待径級 (cm)	主伐の時期 (年)
スギ	普通材	2 4	4 0
	大径材	3 6	8 0
ヒノキ	普通材	2 2	4 5
	大径材	3 0	9 0
アカマツ	普通材	2 4	4 0
	大径材	3 4	8 0
カラマツ	普通材	2 2	4 0
	大径材	2 6	8 0

3 その他必要な事項

- ① 木材等生産機能維持増進森林は、木材を安定的かつ効率的に供給することをその主な目的としており、計画的に伐採を行い木材を生産する必要がある。一方で、木材等生産機能維持増進森林に指定されている森林においても、林地崩壊や流木被害の恐れがある場合は、極力伐採を控えるようにし、急傾斜地では大面積皆伐を避け、択伐等を選択する。
- ② 林業経営を主目的としない森林においては、動物の生息地を確保する観点から、伐採の際に枯損木の残存に配慮する。また、人工林については、強度の抜き伐りを実施する等により針広混交林化、広葉樹林化を図る。
- ③ 河川及び湖沼周辺の生態系の維持及び降雨等による流木被害の防止を図るため、溪畔林は極力伐採を控え残置するよう努める。
- ④ 伐採期に発生する枝条等については、適切に処理するものとし、流木被害の一要因とならないよう十分留意する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、シラベ、モミ、クリ、ケヤキ、ミズナラ、カエデ、コナラ、クヌギ、サクラ、その他広葉樹

※上に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選択することとする。

なお、スギを植栽する場合は花粉症対策に資する苗木の利用に努めるものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の対象樹種について、施業の効率性や地味等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な本数を植栽する。人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数は次のとおり定める。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3, 0 0 0	
ヒノキ		3, 0 0 0	
アカマツ		4, 0 0 0	
カラマツ		2, 5 0 0	
シラベ・モミ		3, 0 0 0	
クスギ・ナラ類 (広葉樹)		4, 0 0 0	

※ 保安林の指定施業要件等により植栽本数が定められている場合は、指定施業要件等を遵守すること。

※ 複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽すること。

また、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合又は低密度植栽（疎仕立て）を実施する場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定すること。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地 拵 え の 方 法	伐採木及び枝条は、等高線沿いに推積する「筋置き地拵え」を原則とし、植栽後の下刈りを考慮し、植栽前までに行う。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、「筋刈り地拵え」を行い林地の保全に努めるものとする。
植 付 け の 方 法	植栽木の配置は正方形植えを基本とするが、傾斜地では、上下方向の水平距離が短くなるため、急傾斜地では上下方向の距離が長くなる矩形植えとする。 なお、効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムを検討するとともに、苗木の選定については、少花粉スギ等の花粉症対策苗木の増加に努めるものとする。 (1) 裸苗を植栽する場合 活着をよくするだけでなく、活着後の雑草木との競争に負けずに育成させるために、次のように丁寧に植栽する。 ①地被物を表土から出るまで取り除く ②植穴を中央より下側に掘り、掘った土で平らな台をつくる ③覆土を穴の上側から崩して被せる ④土を踏み固めて植えた後を平らにする ⑤土壌の乾燥を防ぐために苗木の周辺にリターを被せる (2) ポット苗を植栽する場合 ポットをつけたまま植栽する場合（ジフィーポット等）は、ポットの土の高さと、植栽後の周辺の高さが同じになるか、ポットが埋まる程度の深さまで植栽する。 ポットを外して植栽する場合（プラスチックポット等）は、根鉢を崩さないように注意して、根鉢の上面と植栽後の周辺の土の高さが同じになるように植栽する。 (3) コンテナ苗を植栽する場合 植栽深は、基本的に根鉢上面と地表が一致する深さとし、過湿地等では根鉢が少々地上に突き出るくらいにする。 乾燥が懸念される場合は、植栽後の根鉢上面に軽く土をかける。 (4) その他 周辺の林地の状況から獣害の恐れのある場合は、防護柵、ネット等の被害対策も同時に行う。
植 栽 の 時 期	根が成長を開始し、芽がまだ開かない早春に行うものとする。遅くとも梅雨入り前までに行うことが望ましい。 ポット苗、コンテナ苗については、厳冬期・乾燥期を除けば植栽の時期を選ばない。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度

の初日から起算し5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の状況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととし、次の（１）から（３）までの事項を定めるものとする。

なお、伐採及び伐採後の造林の届け出において、5 ha 以上の皆伐を計画した届出書が提出された場合には、現地確認等により天然更新の実施の可否を判断する。

（１）天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、シラベ、モミ、クリ、クヌギ、コナラ、その他高木性広葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ、ミズナラ、クリ、ケヤキ、ホオノキ、イタヤカエデ、ウリハダカエデ、その他ぼう芽力の強い高木性広葉樹

（２）天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
全対象樹種	10,000本／ha

天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新することとする。天然更新の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、50cmとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条処理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図る。
刈り出し	天然稚幼樹の育成がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあつては、稚幼樹の周辺を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図る。
芽かき	ぼう芽の優劣が明らかになる2～6年目頃に、良好なぼう芽について、1株当たりの仕立て本数2～3本を目安としてぼう芽の整理を行う。

植え込み	地表処理、刈り出し等の更新補助作業を実施しても、伐採後 5 年以内に天然更新完了基準を満たす本数の稚幼樹の育成が見込めない場合、若しくはぼう芽更新のみでは、伐採後 5 年以内に天然更新完了基準を満たす本数の稚幼樹の育成が見込めない場合、経営目標を勘案した上で確実に更新が図られる樹種を選定して植え込みを行う。 なお、ぼう芽力は 3 代目くらいから低下するため、2 回ぼう芽更新をした後は、苗木植栽による更新を行うことが望ましい。
------	--

ウ その他天然更新の方法

更新完了基準を次のとおり定め、現地確認により天然更新の完了の確認を行う。
更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

天然更新完了の判断基準

第 2 の 2 の (1) で定める天然更新対象樹種の樹高が 50cm 以上で、立木度 3 以上（幼齢林分については第 2 の 2 の (2) で定める期待成立本数の 10 分の 3 以上）をもって更新完了とする。

なお、天然更新調査の方法は、平成 24 年 3 月林野庁計画課作成の「天然林更新完了基準書の作成の手引き（解説編）」による。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、伐採後 5 年以内とする。

3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

- ・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性樹種から構成される天然林・二次林が更新対象地周辺に存在せず、林床にも高木性樹種の稚樹が存在しない場合。ただし、更新対象地内に母樹となり得る高木が 10 本/ha 以上残存している場合は除く。
- ・ささ類が林床を一面に被覆している森林
ただし、IV の 1 の保健機能森林の区域内にあつて森林保健施設設置が見込まれるものは除く。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

第10条の9第4項の伐採の中止又は造林命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、第2の2の(2)に定める期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし草丈に一定以上の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)とする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次に示す事項に従って適切な時期及び方法により実施するものとする。

なお、間伐については、林冠がうっ閉(隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することであり、材積に係る伐採率が35%以下で、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うこととする。

樹種	施業体系	植栽 本数	間伐を実施すべき標準的な林齢				標準的な方法(％、本)		
			初回	2回目	3回目	4回目 以降	(間伐率(本数)) 間伐本数		
							初回	2回目	3回目
スギ	中仕立て (一般材生産) (長伐期施業)	3,000	14～18	19～26	27～32	長伐期 施業	(20～30) 550～750	(25～30) 500～700	(25～30) 300～500
	中仕立て (省力化施業)	3,000	18～22	28～32	長伐期 施業		(30～40) 800～1,000	(35～45) 600～800	

ヒノキ	中仕立て (一般材生産) (長伐期施業)	3,000	16～22	23～29	30～36		(15～25) 400～600	(25～30) 500～700	(25～30) 300～500
	中仕立て (省力化施業)	3,000	18～24	30～36	長伐期 施業		(20～35) 600～800	(30～40) 500～700	
アカマツ	中仕立て (一般材生産) (長伐期施業)	4,000	16～20	21～26	27～32		(20～30) 700～900	(30～40) 600～800	(30～40) 300～500
カラマツ	中仕立て (一般材生産) (長伐期施業)	3,000	14～18	19～26	27～32		(25～35) 700～900	(25～35) 500～700	(30～40) 300～500

※ 長伐期施業：主伐林齢を標準伐期齢の2倍程度まで延ばす施業

省力化施業：間伐等の回数を減らし、省力化を図った場合の施業

なお、平均的な間伐の実施時期の間隔は次のとおりとする。

標準伐期齢未満（人工植栽に係るもので、樹種を問わない）	10年
標準伐期齢以上（人工植栽に係るもので、樹種を問わない）	15年

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の作業については、次に示す事項を参考に植栽木及び競合樹種等の育成状況及び生産目標に即した効果的な時期、回数及び作業方法を検討し、実施すること。

○保育作業種別の標準的な方法及び回数

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数											
		年											
		1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	18	20
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1						
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1						
	アカマツ	1	1	1	1	1							
	カラマツ	1	1	1	1	1							
つる切	スギ								1				
	ヒノキ									1			
	アカマツ							1					
	カラマツ							1					
除伐 徐伐	スギ									1			
	ヒノキ										1		
	アカマツ									1			

	カラマツ									1			
枝打ち	スギ									1		1	
	ヒノキ									1			1

保育の種類	標準的な方法	備 考
下刈	造林の高さが雑草類の草丈の約1.5倍になるまで行うこと。 実施時期は、6月上旬から8月上旬を目安とする。	植栽後、数年は状況に応じて年に2回実施する。 また、植栽後、5年以降は状況に応じて隔年とすることもできる。
つる切り	下刈り終了後、クズの繁茂する箇所では、早期に処理を行う。 実施時期は、6月から7月を目安とする。	クズの繁茂する箇所では、早期に処理すること。
除伐	下刈り終了後から15年生までの間に、造林木の育成が阻害されている箇所及び阻害されるおそれのある箇所について1～2回行う。 実施時期は5～6月を目安とする。	目的外樹種であっても、生育状況及び将来の利用価値を勘案して、有用な林木については育成を図ること。
枝打ち	根元直径が6cm程度の時期に開始し、2回目以降は下枝径が6cm程度に成長した時期に地際から4～6m程度まで3～4回実施する。 実施時期は、樹木の生長休止期の12月下旬～3月上旬を目安とする。	枝打ちは他の保育作業と違い林分成立には必要ないため、左記にとらわれず無節材生産や完満度の高い材の生産、林内光環境の改善、林齢幅の調整、病虫害予防等目的に応じて実施時期・回数を検討する。 ※完満：植栽木の上下間に細り具合を表す。 この数値が小さいほど完満度が高く、価値の高い木材となる。

※ 本表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては、画一的に行うことなく、植栽木及び競合樹種等の育成状況及び生産目標に即して効果的な時期、回数及び作業方法を検討して実施すること。

3 その他必要な事項

(1) 間伐及び保育の基準

局地的な自然条件に応じて実施すべき間伐及び保育の基準は次に示すとおりとする。

ア 花粉症対策

スギ、ヒノキの人工造林地の間伐に当たっては、雄花着花量の多い木について優先的に実施すること。(また、植栽木の選定においては、可能な限り花粉の少ない品種を選ぶこととする。)

(2) 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数の目安

間伐の実施に当たっては、第 3 の 1 に示す方法を基準とするとともに、以下を参考とする。

樹 種	仕立ての方法	収量比数 (Ry)	備 考
ス ギ	中仕立て	0. 8	左記の樹種以外についても、間伐を実施する必要がある場合は、収量比数 0.8 を基準とする。 初回の間伐については、収量費数 0.7 前後で実施することが望ましい。
ヒノキ		0. 8	
カラマツ		0. 8	
アカマツ		0. 8	

※収量比数＝（森林の立木の単位面積当たりの材積） /
（樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積あたりの最大材積）

【参考】 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数に応じた立木の材積
（Ry＝0.8 となる材積）
単位：樹高 m、材積 m³/ha

樹高	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
8	1 5 0	1 7 3	1 1 5	9 3
9	1 7 6	1 9 7	1 3 2	1 0 8
1 0	2 0 3	2 2 0	1 5 0	1 2 4
1 1	2 3 2	2 4 4	1 6 8	1 3 9
1 2	2 6 1	2 6 8	1 8 7	1 5 6
1 3	2 9 5	2 9 2	2 0 6	1 7 3
1 4	3 2 3	3 1 7	2 2 5	1 9 0
1 5	3 5 5	3 4 1	2 4 4	2 0 7
1 6	3 8 8	3 6 6	2 6 4	2 2 5
1 7	4 2 1	3 9 1	2 8 4	2 4 3

（３） 間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等

1 及び 3 に定める間伐の基準に照らし、本計画期間内において「間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等」は、以下のとおりとする。

計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在	林班
ヒノキ	3 2 ～ 5 8	旭町上條南割三次山 3380 外	2
ヒノキ、スギ	2 2 ～ 5 9	旭町上條南割横沢平 3399 外	3
ヒノキ、スギ	4 5 ～ 5 9	旭町上條中割菖蒲沢 2578 外	4
ヒノキ	2 2 ～ 7 8	旭町上條中割小曾根沢 2444 外	5
ヒノキ	3 4	旭町上條北割甘利山 1-21-レ他	1 5
ヒノキ	2 1	清哲町青木大窪 3214	2 4

ヒノキ	53～54	円野町下円井四の岩 3632 外	38
スギ	30	円野町下円井池田 2540	43
ヒノキ	34	穴山町西林 8583-1	53

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法について、地域森林計画で定める公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け51林野計第532号林野庁長官通知）に基づく森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系、経営管理権及び経営管理実施権の設定見込み等を勘案し、次のとおりとする。

（1）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）の区域を【別表1】のとおり定めるものとする。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林を【別表2】のとおり定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

（単位：年）

地域	樹 種									
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミシラベ	その他針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他広葉樹	
							用材用	その他	用材用	その他
本市全域	50	55	50	50	60	80	40	25	60	25

（2）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を【別表1】のとおり定めるものとする。

- ①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(快適環境形成機能維持増進森林)

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健機能維持増進森林/生物多様性保全機能維持増進森林）

イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図る。

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限については、樹種別に標準伐期齢の2倍の林齢とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

このため、以下の伐期齢の下限に従った施業及びその他の施業を推進すべき森林を、推進すべき施業の方法ごとに別表2により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

(単位：年)

地域	樹 種									
	スギ	ヒノキ	アカ マツ	カラ マツ	モ ミ シラベ	その他 針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他広葉樹	
							用材用	その他	用材用	その他
本市 全域	8 0	9 0	8 0	8 0	1 0 0	1 4 0	6 0	3 0	1 0 0	5 0

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（木材等生産機能維持増進森林）の区域を別表1のとおり定める。

そのうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として同じく「別表1」に定める。

(2) 森林施業の方法

生産目標に応じた主伐の時期は、第1の2に示した主伐時期を目安とする。主伐の方法として皆伐を選択する場合は、伐採面積が20ha以下となるようにする。

また、植栽による確実な更新、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本

とし、施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成になるよう努めるものとする。

なお、特に効果的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

【別表1】

※県有林は植樹用貸地を除く

※民有林は、地域森林計画対象森林のうち、県有林を除いた森林

区分		森林の区域		面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		県有林 (a)	401～420 林班 ただし、以下の小班を除外する (401 い 1～5, 7～20, 22, 28～30, に 1, 2, ろ 1, 402 い 1～6, か 1, 4, た 4, ち 1～3, 6, と 1～9, 11～14, 16, 19～22, 24～27, 30, 31, に 6, ん 1, 2, へ 2～7, ほ 2, 3, よ 2, 3, 5, り 2, 5～8, れ 15, わ 2, 4, 6～10, 403 い 1, 2, 4～6, と 1, に 1～10, は 1～9, ほ 2, ろ 1～3, 5～12, 404 い 5, 8, 9, ち 1～4, 6, と 1, 3, 4, に 1, 3, 5, ん 2, 4, は 1, 2, へ 1～4, 6～8, ほ 1～7, 10～14, 16, 18～24, 405 い 3, 5, 6, ち 1, 5, と 1, に 1～6, は 1, 5, へ 3～5, ろ 1, 2, 4, 5, 406 い 1～21, 23～27, か 1～8, た 1～3, ち 1, 2, と 1, 3～9, に 3～5, 7～11, ん 2～11, は 5, 7, 8, へ 1, 2, 4～7, ほ 1～4, よ 2, る 1～8, 12, わ 1～5, 407 い 1～3, ろ 2, 408 に 1～3, は 1, ほ 8, 410 ろ 1～3, 411 に 2, 5, 6, 8, 9, 11, 13～16, 18～22, ろ 4, 413 い 2～9, は 1, 6, ろ 2, 5, 6, 8, 9, 414 い 1～3, ろ 1～3, 8～12, 417 い 5～7, 9, 10, は 1～3, 6, 12, 16, 17, 19, 20, ろ 1, 6, 11～13, 418 い 1, 3, 5～7, ち 1, 2, 5～8, と 1, に 2, 3, 5, 6, 8, 9, ん 1～5, へ 1, ほ 1～3, 7, 8, 10, り 3, 8, 10, る 1～3, 9～12, ろ 1～6, 419 い 12, へ 1～9, 11, 13, 14, 420 い 9～12, に 2, 12, は 8, 10, 11, ろ 8)	2, 514. 16
		民有林 (a)	4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 20, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81 ただし、以下の県行分収林を除く 県行分収林 林班 (台帳番号) 26 (888, 1392) , 39 (1750, 2008)	4, 576. 34
		小 計		7, 090. 50
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林 (b)	401～420 林班 ただし、以下の小班を除外する (401 い 1～5, 7～20, 22, 28～30, に 1, 2, ろ 1, 402 い 1～6, か 1, 4, た 4, ち 1～3, 6, と 1～9, 11～14, 16, 19～22, 24～27, 30, 31, に 6, ん 1, 2, へ 2～7, ほ 2, 3, よ 2, 3, 5, り 2, 5～8, れ 15, わ 2, 4, 6～10, 403 い 1, 2, 4～6, と 1, に 1～10, は 1～9, ほ 2, ろ 1～3, 5～12, 404 い 5, 8, 9, ち 1～4, 6, と 1, 3, 4, に 1, 3, 5, ん 2, 4, は 1, 2, へ 1～4, 6～8, ほ 1～7, 10～14, 16, 18～24, 405 い 3, 5, 6, ち 1, 5, と 1, に 1～6, は 1, 5, へ 3～5, ろ 1, 2, 4, 5, 406 い 1～21, 23～	2, 514. 16

を推進すべき森林			27, か 1～8, た 1～3, ち 1, 2, と 1, 3～9, に 3～5, 7～11, ぬ 2～11, は 5, 7, 8, へ 1, 2, 4～7, ほ 1～4, よ 2, る 1～8, 12, わ 1～5, 407 い 1～3, ろ 2, 408 に 1～3, は 1, ほ 8, 410 ろ 1～3, 411 に 2, 5, 6, 8, 9, 11, 13～16, 18～22, ろ 4, 413 い 2～9, は 1, 6, ろ 2, 5, 6, 8, 9, 414 い 1～3, ろ 1～3, 8～12, 417 い 5～7, 9, 10, は 1～3, 6, 12, 16, 17, 19, 20, ろ 1, 6, 11～13, 418 い 1, 3, 5～7, ち 1, 2, 5～8, と 1, に 2, 3, 5, 6, 8, 9, ぬ 1～5, へ 1, ほ 1～3, 7, 8, 10, り 3, 8, 10, る 1～3, 9～12, ろ 1～6, 419 い 12, へ 1～9, 11, 13, 14, 420 い 9～12, に 2, 12, は 8, 10, 11, ろ 8)	
	民有林 (b)	林班番号	県管理分収林台帳番号	192.78
		1	1260, 1393, 1751	
		2	885, 886, 987, 1952, 2007, 2044, 2178, 5006	
		3	1391, 1828, 1891, 1893, 1951, 1953, 2045, 2153, 2170, 2171, 2172, 2188, 2194, 2195	
		9	1892	
		10	1749, 1829	
		17	2083, 2084, 2085, 2120, 2121, 2122, 2152	
		21	1894, 1954	
		22	691, 794, 887, 988, 989, 1124	
		23	455, 525, 526, 527, 605, 692, 1125	
		24	604	
		26	793, 1261, 1525, 2179	
		27	456, 2046	
		39	1955, 1956	
		41	1526, 1658	
		43	1957	
		44	1830	
		46	1659	
		49	2180	
		57	5020	
	小 計			2,706.94
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林(c)			
	民有林			
	小 計			0.00
	保健文化機能の維持増進を図るため	県有林(d)	417 に 1	2.31

	の森林施業を推進すべき森林	民有林		
		小 計		2.31
	上記のうち生物多様性保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林(e)		
		民有林		
		小 計		0.00
木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		県有林	401～408, 410, 411, 413, 414, 417～420 林班	3,211.21
		民有林	1～90 林班	5,678.00
			小 計	8,889.21
	うち特に効率的な施業が可能な森林	県有林		
		民有林		
			小 計	

【別表 2】

※県有林は植樹用貸地を除く
 ※民有林は、地域森林計画対象森林のうち、県有林を除いた森林

施業の方法	森林の区域		面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	県有林	【別表 1】 県有林(a)に示す区域全て	2,514.16
	民有林	【別表 1】 民有林(a)に示す区域全て	4,576.34
	小 計		7,090.50
長伐期施業を推進すべき森林	県有林		
	民有林		
	小 計		0

複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	県有林	【別表 1】 県有林(b) 及び(c) 及び(d) に示す区域全て (ただし、 (d) のうち(e) の区域を除く)	2, 514. 16
		民有林	【別表 1】 民有林(b) 及び(d) に示す区域全て	204. 49
	小 計			2, 718. 65
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	県有林	【別表 1】 県有林(e) に示す区域全て	0. 00
		民有林		
		小 計		0. 00
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	県有林			
	民有林			
	小 計			0. 00

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市の森林所有者の多くは 5ha 未満の小規模で、かつ分散的であり、不在村化や世代交代による経営意欲の減退や森林の施業手段を持たないなど、地域の森林整備が停滞しており、森林組合等の林業経営体への施業の委託の減少につながっているのが現状である。

このため、集落リーダーの協力のもと地区集会等を実施し、森林所有者の合意形成や意向調査等をしたうえで、意欲と能力のある林業経営体等が森林所有者から森林経営の委託を受けて集約化を進めるものとする。不在村森林所有者に対しては、森林整備の必要性を理解していただき森林経営の委託を促すこととする。また、受託側である森林組合等の林業経営体においては経営基盤の強化を図るため、事業の掘り起こしや森林所有者の整備意欲の向上のため支援していくこととする。

また、施業の集約化を進め、林業経営の合理化、効率化のため、森林経営計画を作成するものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施については、森林所有者等への働きかけ、

情報の提供や助言、斡旋などを推進し、意欲ある森林所有者、森林組合等の林業経営体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化や森林情報の収集、関係者による情報の共有に努めるとともに、森林経営計画の作成などを通じて計画的な施業の実施につなげる。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合等の経営体と委託者である森林所有者等が森林経営受委託契約を締結することとする。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営の計画期間内（５年間）において、受託者が自ら森林経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採など立木竹の育成ができるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営、鳥獣害対策の方法などについて適切に設定することに留意する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者への意向確認により、森林所有者が自ら森林の経営管理を行えないことが明らかになった場合には、整備を要する森林について森林経営管理制度を活用し本計画に定められた施業の方法に沿った森林整備を市町村森林経営管理事業により実施する。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林組合等の林業経営体に施業を委託せず、複数の森林所有者等が自ら施業の共同化により効率的な森林施業に取り組む場合、森林法第10条の11の9第1項に規定する施業実施協定を締結することで、共同して実施する施業及びその分担割合、森林作業道や土場等共同利用する施設の設置及び維持管理の方法等の共同化に関する事項が協定期間中担保されるため、積極的に協定の締結を促進するものとする。これにあたっては、集落単位で森林所有者等、集落リーダー、森林組合等職員、林業普及指導員、森林総合監理士（フォレスター）及び市職員等が参加する会合を開催し、今後の森林管理や林業経営のあり方について合意形成を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化にあたっては、間伐等の施業や作業路網の維持運営等について重点的に行うこととする。

また、施業の共同化を進めるためには、森林施業に消極的な森林所有者に対して、地区集会等への参加を呼びかけ、森林施業の重要性を認識させるとともに林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にするものとする。
- ② 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業経営体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にするものとする。
- ③ 共同施業実施者の一が①又は②により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置を明確にするものとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は次のとおりとする。なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所について適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系 作業システム	40 以上	70 以上	110 以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系 作業システム	35 以上	50 以上	85 以上
	架線系 作業システム	25 以上	0 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系 作業システム	25 〈15〉 以上	35 〈35〉 以上	60 〈50〉 以上
	架線系 作業システム	20 〈15〉 以上	0 以上	20 〈15〉 以上
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	5 以上	0 以上	5 以上

注) 〈 〉 書きは広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における

る路網密度

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムは、表 1 及び表 2 を参考例として、現地の状況や経営形態等を勘案して選択するものとする。

表 1 低コスト作業システムの分類例（富士川上流地域森林計画書より転載）

①	ハーベスタ＋（グラップル）＋フォワーダ	車両系
②	チェーンソー＋グラップル木寄せ＋プロセッサ＋フォワーダ	
③	チェーンソー＋グラップル（ウィンチ）木寄せ＋プロセッサ＋フォワーダ	
④	チェーンソー＋（グラップル）＋スキッダ＋プロセッサ	
⑤	チェーンソー＋プロセッサ＋フォワーダ	
⑥	チェーンソー＋スイングヤード＋プロセッサ＋（フォワーダ）	架線系
⑦	チェーンソー＋タワーヤード＋プロセッサ＋（フォワーダ）	

表 2 低コスト作業システム選択表（富士川上流地域森林計画書より転載）

地 形	路網密度	最適と見込むシステム	備 考
緩	密	①	車両系
		②	
	中	③	
		④	
中	密	⑤	車両系
		②	
	中	③	架線系
		⑥	
急	密	③	車両系
	中	⑥	架線系
	疎	⑦	

〈傾斜〉 緩：20° 未満 中：20° 以上～30° 未満 急：30° 以上

〈路網密度〉 密：100m/ha 以上 中：50m/ha 以上～100m/ha 未満 疎：50m/ha 未満

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

本計画の期間内に作業路網と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり定める。

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

（1）基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 4 日付け 22 林整第 602 号

林野庁長官通知)を基本として、山梨県林業専用道作設指針に則り開設することとする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設・拡張に関する計画については、別表のとおりとする。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

(別表)

単位 延長：k m 面積：h a

開設／拡張	種類	区分	位置	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5ヵ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	韮崎市	鳥居峠	2.1	123	○	①	
〃	〃	林業専用道	〃	御座石1号支線	1.9	46	○	②	
〃	〃	〃	〃	小字沢2号支線	1.1	71	○	③	
開設(改築)	〃	林道	韮崎市	御庵沢小武川	(0.2)	3,173			
〃	〃	〃	〃	小武川	(0.4)	1,749			
〃	〃	〃	〃	小字沢	(0.4)	321			
〃	〃	〃	〃	鈴嵐	(0.2)	329			
小計				(4) 3	(1.2) 5.1				

拡張(改良)	自動車道	林道	韮崎市	御庵沢小武川	0.8	3,655		—	
〃	〃	〃	〃	御座石	0.8	318		—	
〃	〃	〃	〃	小字沢	0.8	466		—	
〃	〃	〃	〃	小武川	0.8	1,593	○	—	
〃	〃	〃	〃	鈴嵐	0.3	329	○	—	
〃	〃	〃	〃	御所	0.3	232		—	
〃	〃	〃	〃	小武川支線	0.5	343		—	
〃	〃	〃	〃	戸沢	0.3	323		—	
〃	〃	〃	〃	清哲	0.2	386		—	
〃	〃	〃	〃	三之蔵	0.3	213		—	
〃	〃	〃	〃	荒倉山	0.3	309		—	
〃	〃	〃	〃	青木沢	0.3	685		—	
〃	〃	〃	〃	旭山	0.3	55		—	
〃	〃	林業専用道	韮崎市	御座石1号支線	0.9	46	○		
〃	〃	〃	〃	小字沢1号支線	0.5	58			
小計				15	7.4				

拡張(舗装)	自動車道	林道	韮崎市	小武川	0.2	1,593		—	
〃	〃	〃	〃	鈴嵐	0.2	329		—	
〃	〃	〃	〃	荒倉山	0.2	309		—	
〃	〃	〃	〃	御座石	0.2	318		—	
〃	〃	〃	〃	柳平	0.2	72		—	
小計				5	1.0				

注 1 開設及び拡張の別に記載し、それぞれ総数を記載する。

2 拡張にあっては、舗装又は改良の別を種類欄にかっこを付して併記する。

- 3 都道府県知事が行う指定林道（農林水産大臣の指定を見込むものを含む。）の開設や林業専用道の開設等の場合は区分欄にその旨を記載する
- 4 位置欄は、字、林班等を記載する。
- 5 支線及び分線については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名欄に「〇〇支線他」と記載するとともに、備考欄に支線名及び分線名を記載する。
- 6 利用区域面積欄に当該開設路線の利用対象となる森林の面積を記載する。
- 7 計画の始期から５年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半５年分の欄に○印を記載する。
- 8 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載する。
- 9 かつこが付された項目の記載は任意とする。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

韮崎市が作設した基幹路網については韮崎市を管理者とし、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成１４年３月２９日付け１３林整第８８５号林野庁長官通知）及び「民有林林道台帳について」（平成８年５月１６日８林野基第１５８号林野庁長官通知）等に基づき、台帳を作成して適切に管理する。

（２）細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

木材の効率的かつ継続的な搬出には、森林作業道の整備が不可欠である。本市ではこれまでも作業路網の開設に積極的に取り組んできたところであるが、今後、高性能林業機械の導入を図り、より効率的な施業を行うため、これまで以上に森林作業道の整備に取り組むこととする。

開設にあたっては、森林作業道作設指針（平成２２年１１月１７日付け林整整第６５６号林野庁長官通知）及び山梨県森林作業道作設指針に基づき、現場の状況に応じて、できるだけ簡易で長持ちする（維持修繕コストがかからない）構造とする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

山梨県森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第８ その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

（１）林業に従事する者の養成及び確保の方向

本市を含む峡北地域には峡北森林組合があり、現在は造林事業の主体の組合である

が、今後は林産事業を主体とした事業量の安定確保、経営の多角化など経営基盤の強化を図る必要がある。また、造林業、素材生産業を営む林業経営体のうち、体質強化を図るための「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づいた雇用改善と事業の合理化計画が認定された経営体については、計画どおりの就労条件等の改善が進められるよう努め、認定を受けていない経営体については、認定を受けるよう指導を継続していく。

また、林業従事者の技術や知識の向上のため研修会を開催し養成するとともに、「山梨県林業労働センター」の支援を中心に、新規就労者の確保に努める。

(2) 林業労働者及び林業後継者の養成方策

ア 林業労働者の育成

林業労働者の育成に当たっては、峡北地域の林業者の研修、活動の拠点である「林業総合センター」を活用し、林業全般にわたる研修会の開催及び、間伐材の有効利用を図るための林産事業の技術・技能の向上を目的とした研修会の開催、技術研修林の整備等を行い、育成を図ることとする。

また、労働者の社会保険等への加入促進、通年雇用や月給制の導入及び就労施設の整備など他産業と同等以上の雇用条件、労働条件の改善及び雇用安定化に努める。

イ 林業後継者等の育成

① 技術研修林の活用や、県有林造林地等の適切に施業・管理されている造林地での研修、間伐等技術研修林の整備を行う。また、「林業総合センター」を活用した情報提供を行い、林業技術向上を図る。

② 本市内には、クヌギ・ナラ類を含む広葉樹林が多いことから、シイタケ栽培が盛んに行われていたが、高齢化に加え、安価な輸入品の影響による市場価格の低迷等により、生産者数・生産量とも減少している。

このような状況の中、道の駅及び農産物販売施設の地域物産販売拠点が整備され、市場以外の新たな販路が開拓されたことによって、低迷していたシイタケをはじめとする特用林産物の栽培導入を促進し、シイタケ原木の安定供給を図るための里山林の整備に支援を行うこととする。

(3) 林業経営体の体質強化方策

ア 地域林業の担い手である森林組合及び一部の林業経営体は、造林事業を主体としており、間伐材の搬出・販売、シイタケ原木の伐採・搬出等、今後、林産事業を取り入れた経営基盤の強化を図る必要があることから、林産事業の技術・技能の向上を図るため、「林業総合センター」を中心とした研修会の開催、技術研修林の整備等を行い森林組合の育成及び林業経営体との連携強化を図ることとする。

イ 森林所有者の不在村化や世代交代が進んでいる中で、今後、経営意欲や手段をもたない森林所有者に対し、安心して施業を委託することができる森林組合や林業経営体の育成に努め、また、森林所有者に代わって森林組合及び林業経営体が森林経営計画の作成を行い、受委託の計画的な実施を行い、事業量の安定的な確

保及び森林所有者との連携強化を図る。

ウ 現在、林業従事者の高齢化は急速に進み、今後、事業展開を進める中で新たな従事者の確保は不可欠である。しかし、安定した事業量の確保ができない等の理由による雇用の確保の意欲減退、また、採用時においては臨時での雇用のみであるため、世代交代・他地域からの新規採用が進まない状況になっている。

今後は、積極的な施業や受委託等による事業規模拡大により、従事者の雇用対策の改善による事業実施体制の整備を図り、「山梨県林業労働センター」を中心とした支援体制を活用し、Iターン・Uターン等も含め広域的な人材確保に努めることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

林業採算性の低下、林業労働力の減少、高齢化等が進む中で林業生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには、高性能林業機械の普及を進めていくことが必要である。しかし、現在は高性能林業機械の導入は進んでいない状況にある。そのため、林業・木材産業改善資金事業等を活用した購入を検討することや、「山梨県林業労働センター」が実施している林業機械レンタル経費助成を活用するなどして、林業機械の導入促進を図る。また、「緑の雇用事業」等を活用し、林業技術者及びオペレーターの計画的な養成が必要である。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状	将 来
伐 倒	韮崎一帯	チェーンソー	チェーンソー + ハーベスタ
造 材	韮崎一帯	チェーンソー	チェーンソー + プロセッサ / ハーベスタ
集 材	韮崎一帯	小型集材機 クレーン付きトラック	林内作業車 小型ロングリーチグラップル スイングヤーダ
造林 保育等	地拵、下刈	チェーンソー、刈払い機	チェーンソー、刈払い機

(3) 林業機械化の促進方策

- ① 施業地の団地化を図り、施業の共同化及び受委託契約による施業を集約化し、事業量確保に努める。
- ② 高性能林業機能をはじめとする車両系機械の導入を前提とした森林作業道の整

備を図る。

- ③ 高性能林業機械のオペレーターを育成するための研修会等への積極的な参加を促進し、機械の能力を最大限活用できるよう資質向上を図る。
- ④ 林業普及指導員、森林総合監理士（フォレスター）等と相談して、現地に最適な機械の組み合わせを検討する。
- ⑤ 補助事業等を活用した高性能林業機械のレンタル・リース機の活用も検討する。
- ⑥ 利子補給事業等による高性能林業機械の購入を検討する。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

森林資源の熟成度は高くなってきているが、地域材の加工流通は低迷している。市内の製材所は小規模であり、取扱う木材の多くは県産材である。そのため、一貫した木材需要の拡大体制が整った山梨県産材供給中央拠点施設（南アルプス市）と連携することや、県産材のPR施設でもある「穂坂自然公園ふれあいセンター」を活用するなどして、地域材の需要拡大を図る。また、県産材を使った市立保育園などの木造公共施設を活用した普及啓発や需要拡大を促すとともに、市内の小規模製材所と連携して地域内で製材加工された製品の供給体制の構築を目指していく。

○ 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設

施設の種類	現 状			備考
	位 置	規 模	対図番号	
県産材 PR 施設	穂坂町	195 m ²		

- 注 1 施設の種類の欄には、生産施設については、ほだ場、山菜園等の、流通施設については、原木市場、貯水場等の、加工施設については、製材工場、木材チップ製造工場、山菜加工施設等の、販売施設については、展示場、木製品の販売所等の種類及び名称を記載する。
- 2 位置欄には、集落名を記載する。
- 3 規模欄には、年間生産量等を記載する。
- 4 対図番号欄には、1 から一連の番号を記載する。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

区域の設定対象とする森林は、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれらの被害がある森林の周辺に位置し、被害発生のおそれのある森林であって、人工林であるものを基本とする。鳥獣害防止森林の区域及び対象鳥獣の種類は別表3のとおりとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のアまたはイに掲げる鳥獣防止対策を、地域の実情に応じ単独又は組み合わせて推進する。被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する

ア 植栽木の保護措置

- ・ 防護柵の設置又は維持管理（改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努める）
- ・ 幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、忌避剤の使用
- ・ 現地調査等による森林モニタリングの実施 等

イ 捕獲

- ・ わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう）
 - ・ 誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施 等
- ※ 鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整する。

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	県林班 401～414、416～420 587 民林班 2～34、37～50、52、 53、57、58、61～79、81 ～88	8,494.73

2 その他必要な事項

野生鳥獣との共存にも配慮し、緩衝帯の整備等を行い、市町村、森林組合等の林業経営体、森林所有者が協力して防除活動を行うこととする。

現地調査や各会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業経営体や森林所有者等からの情報収集等を行い、実施状況の確認をする。また鳥獣害の防止の方法が実施されない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止、巡視による早期発見及び早期駆除等に努める。松枯れ被害対策については、森林病虫害等防除法に基づいて被害の発見や防除に努める。具体的には、高度公益機能森林及び韮崎市松くい虫被害対策地区実施計画に定める地区保全森林といった保全すべき松林については樹幹注入や伐倒駆除を実施する。地区被害拡大防止森林については松枯れ被害を受けないヒノキ等に樹種転換を図ることとする。

本市における松くい虫の被害量は近年増加傾向にあり、被害面積は拡大し続けている。

特に神山町武田地区及び新府地区には、郷土の景観の一部として古くより市民に親しまれ、歴史的にも有名な松林が広がっている。

このような状況から、森林組合を中心に、当該地区への被害が広がらないように周辺松林の樹種転換、造林事業（衛生伐）等の補助事業により被害木の伐倒駆除を実施し、被害地域の拡大防止に努めている。

また、森林所有者等に対する啓蒙活動を積極的に行い、地域と一体になった健全な森林育成に努める。

また、ナラ枯れについては、市内では未だ発生への報告はないが、被害を早期発見できるように、特に被害の発見しやすい梅雨明けから9月頃にかけて巡視活動を行うなど、被害調査の強化に努める。

なお、森林病虫害等のまん延防止のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、森林所有者の理解を得ながら、伐採の促進に関する指導を行うことがあるとする。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止や早期発見等のため、県や森林組合、森林所有者等との情報の共有など、連携に努めることとする。

2 鳥獣被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

近年、市内の里山地域でクマ等の獣害が多発しており、農林業に与える影響が甚大となっている。

そのため、補助事業を有効に活用し、防護柵の設置、藪の刈り込み、里山林の除伐、間伐による見通しの確保を実施し、被害の拡大防止に努める。

3 林野火災の予防の方法

林野火災については、冬～春にかけての山火事の発生しやすい時期を中心に山火事防止パトロールを恩賜林保護組合等にも協力してもらい実施し、地域住民や入山者に対する防火意識の啓発等を行い、未然防止に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合は、森林法や葦崎市火入れに関する条例等、関係法令を遵守する。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

病虫害の被害を受けている森林の所在地

森林の所在		伐採を促進すべき理由	備 考
林班	字名		
2	上條南割：三次山	松くい虫の被害を受けており、周辺松林への被害の拡大を防止するため	・左記の林班は市が定める地区被害拡大防止森林である ・感染源を除去するよう皆伐し、また松枯れ被害を受けないヒノキ等に樹種転換を図る ・アカマツ以外の樹種について天然更新又は人工造林により早期成林を図る
4	上條中割：菖蒲沢、鍛冶屋		
	上條南割：北樋		
5	上条中割：小曾根		
2 2	水 上：前林		
	樋 口：鉢峯		
2 5	青 木：横手、下北原		
2 6	折 居：胡桃久保、鳥屋		
2 7	折 居：道山、山の神		
5 0	上円井：上河原、八森		
5 3	穴 山：窪林、西林、鷺山		
5 5	中 條：山道		
6 1	三之蔵：横吹、柿原、山崎、扇平、風越		
6 2	三之蔵：作道、大久保		
6 4	三之蔵：屋敷日影、大平		
6 5	三之蔵：久内林、郷地、金山、向畑、山の神、真藤原、堂平		
6 6	三之蔵：中沢		
6 7	三之蔵：天白		
6 8	柳 平：狐久保、松久保		
6 9	柳 平：スットウ平、高見堂		
7 2	柳 平：牛原		
7 8	宮久保：宮久保、御崎平、上手沢、大石、中新居、津賀山、保久原、下梨木		
7 9	宮久保：横手、夏狩、権現沢		

※なお、病虫害のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要がある場合には、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情から見て造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域において、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班		区域面積 (ha)
穂坂地区	県有林	587	1,473.06
	民有林	58～90	
穴山・藤井・中田地区	県有林		273.06
	民有林	51～57	
葦崎釜無右岸地区1	県有林	403.404.405.410.411.412.419	2,150.86
	民有林	20～28、37～50	
葦崎釜無右岸地区2	県有林	401.402.406.407.408.409.413	2,650.67
	民有林	1～19	
青木地区	県有林	414.415.416.417.418.420	2,709.94
	民有林	29～36	

※民有林は地域森林計画対象森林のうち県有林以外の森林であり、植樹用貸地は民有林に含まれる。

なお、森林管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努める。

(2) その他

森林経営計画の策定に際しては次に掲げる事項について適切に計画すること。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

甘利山にあるさわら池周辺及び山頂にあるレンゲツツジの群落地などを活用し、森林を中心とした散策体験を実施するなど、本市の自然環境を求めて訪れる都市住民へ積極的にPRを推進していく。

また、甘利山を含め里山林等は多くの市民が訪れる憩いの場でもあり、自然景観を維持するため里山林を中心に蔓延している松くい虫の被害の拡大防止に努めることとする。

また、穂坂地区の森林は、自然景観の保全や森林資源の有効活用の面から里山としての再生が強く望まれている保健機能の高い森林であり、里山再生の過程が見られる貴重な自然観察園的エリアとして、ふれあい施設などを活用し、森林資源の総合利用を促進する。

○森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将 来		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
さわら池 周辺林	甘利地区	20ha 遊歩道 1 km	甘利地区	20ha 林間広場 0.1 ha	▽1
穂坂自然公園ふ れあいセンター 周辺林	穂坂地区	自然観察園 20ha ふれあいセンター 195 m ²	穂坂地区	自然観察園 52ha ふれあいセンター 195 m ²	▽2

5 住民参加による森林の整備に関する事項

（１）地域住民参加による取組みに関する事項

甘利山山頂付近一帯はレンゲツツジの群落地があり、近年、クマ笹の繁殖により一部が衰退している状況である。このクマ笹の刈り払い作業を地域住民の参加やボランティアの募集により実施しているところであり、地域住民参加の森林整備が成果をあげている。

（２）上下流連携による取組みに関する事項

釜無川は、本市をはじめ下流の地域の水源として重要な役割を果たしている。このことから、下流の住民団体等へ水源の森林造成に参加してもらうように積極的に働き掛けることとする。

また、地域住民がボランティア団体の森林整備活動の指導者として活躍することが期待される。

また、緑化活動その他森林整備及び保全を図ることを目的として設立されたNPO法人（以下「NPO法人」という。）と、NPO法人に施業を任せる意向をもった森林所有者の間に入り、市が調整することで施業実施協定の締結を促進するものとする。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を実施していく。

7 その他必要な事項

(1) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

林

ア 保安林の施業方法

森林法第33条の規定により定めた指定施業要件に基づいて行うものとするが、保安林内において立木竹の伐採等を行う場合には、森林法第34条により知事の許可（森林法第34条の2第1項に規定する択伐の場合または同法第34条の3第1項に規定する間伐の場合にあっては、あらかじめ知事に伐採立木材積・伐採方法または間伐材積・間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐または間伐の届出書の提出）が必要である。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められているが、その主なものは次のとおりである。

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
水源かん養保安林	1) 原則として伐採種の指定はしない。 但し、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、または流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐とする。（その程度が特に著しいと認められるものにあつては禁伐とする。） 2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。	1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は20ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。 2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。 3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha 当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。 2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。
土砂流出	1) 原則として択伐とする。 但し、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐とする。	1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められ	1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha 当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。

防 備 保 安 林	また、地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種の指定はしない。 2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。	た面積とする。 2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。 3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。
水 害 防 備 保 安 林	1) 原則として択伐とする。 但し、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。 2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。	1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。 2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	
保 健 保 安 林	1) 原則として択伐とする。 但し、伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。また、地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設または眺望点からの視界外にあるものにあっては、伐採種の指定はしない。 2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。	1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha 以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。 2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。 3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha 当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。 2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。

1 伐採をすることができる箇所は、原則として樹冠疎密度が10分の8以上の箇所であること。

2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に次により算出される択伐率※を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。

※択伐率

- (1) 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された率が10分の3を超えときは、10分の3とする。
- (2) 伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林についての択伐率は、前項(1)の規定にかかわらず、同項本文の規定により算出された率または＜附録式＞により算出された率のいずれか小さい率とする。ただしその率が10分の4を超えときは、10分の4とする。

＜附録式＞

$$\frac{V_o - V_s \times (7/10)}{V_o}$$

V_o : 当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s : 当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

- 3 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

- 4 植栽本数は、おおむね1ha 当たり樹種ごとに次の算式により算出された本数以上とする。ただし、3,000本を超えときは、3,000本とする。

基準となる植栽本数＝3,000×(5/V)^{2/3}

V : 当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される1ha

当たりの当該単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値

前記算式に基づき試算した植栽本数を地位級ごとに示せば以下のようになる。

V	5	6	7	8	9	10	11	12
$(5/V)^{2/3}$	1.000	0.886	0.800	0.732	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200	2,100	1,900	1,800	1,700
V	13	14	15	16	17	18	19	20
$(5/V)^{2/3}$	0.529	0.504	0.481	0.461	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200

また、択伐を実施した場合は、上記の本数に択伐率を乗じて算出した本数以上とする。

5 標準伐期齢は韮崎市森林整備計画で定める標準伐期齢による。

イ 保安施設地区の施業方法

原則として禁伐とする。

但し、森林法第44条で定められた場合を除く。

ウ 自然公園内の施業方法

① 国立・国定公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然公園法第20条第3項及び第21条第3項により国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては知事の許可が必要である。

特別地域区分	森 林 施 業 方 法
特 別 保 護 地 区	禁伐とする。 但し、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災、風致の維持、その他森林の管理として行われるもの、または測量のため行われるものは、この限りでない。
第 一 種 特 別 地 域	1) 第一種特別地域の森林は、禁伐とする。 但し、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 3) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第 二 種 特 別 地 域	1) 第二種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。 但し、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができる。 2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐法によるものとする。 3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 5) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 ① 一伐区の面積は2ha以内とする。 但し、疎密度が10分の3より多く保残木を残す場合または車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 ② 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならないものとする。
第 三 種 特 別 地 域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

②県立自然公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採等を行う場合には、山梨県立自然公園条例第20条第4項の規定により知事の許可が必要である。

森林施業の方法は、国立・国定公園区域に準じて実施するものとする。

エ 砂防指定地の施業方法

砂防指定地内において立木竹の伐採、竹木、土石等の滑下または地引きによる運搬等を行う場合には、砂防法第4条及び山梨県砂防指定地管理条例第2条により、知事の許可が必要である。ただし、山梨県砂防指定地管理条例施行規則第2条により、面積が千平方メートル未満の区域における竹木の間伐または択伐及び当該竹木の運搬については、知事の許可を要しない軽易な行為となる。なお、森林の施業方法は次のとおりとする。

施業区分	森 林 施 業 方 法
伐採の方法	(1) 砂防指定地における立木竹の伐採は原則として択伐によるものとする。但し、河川・砂防及び治山施設の保全上悪影響を及ぼす恐れのある森林、その他伐採すれば著しく土砂の流出する恐れがあると認められる森林にあつては禁伐とする。なお、溪流に沿った両岸20m幅以内の区域及び溪流両岸付近の伐採により崩壊の恐れのある地域以外で、地盤が比較的安定していて、

	著しく土砂の流出する恐れのない森林にあつては、伐採種は指定しない。 (2) 土砂災害等を助長する皆伐は原則禁止とするが、やむを得ず皆伐による伐採を行う場合は、上記の伐採種を指定しない地域内の森林で、一箇所の皆伐面積が10haを超えない範囲とする。但し、伐採後は土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。また、伐区は計画的に分散させるものとし、更新完了後でなければ接続して伐区を設定できないものとする。 (3) 伐根の掘り起こしは原則禁止とする。やむを得ず伐根の掘り起こしを行う場合は、土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。
伐採の限度及び更新方法	森林法の定める保安林の指定施業要件の基準を準用する。

オ 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

急傾斜地崩壊危険区域内において立木竹の伐採等を行う場合には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条により知事の許可が必要である。所有者等は、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。

カ 鳥獣特別保護地区の施業方法

該当なし

キ 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法

特別母樹または特別母樹林は原則として禁伐である。

但し、林業種苗法第7条第1項により、農林水産大臣の許可を受けた場合はこの限りでない。

ク 自然環境保全地区等の施業方法

① 景観保存地区

該当なし

② 歴史景観保全地区

歴史景観保全地区内において規則で定める基準を超える伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第16条1項により知事に届出が必要である。また条例第23条により「自然環境保全協定」の締結が必要である。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則〉(第8条・第11条)で定める基準)

a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率10%

b その他の場合：伐採対象面積300㎡

③ 自然記念物

自然記念物の現状を変更することとなる行為をしようとする場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要である。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導

森林施業の円滑な実行確保を図るため、市林務担当部局、中北林務環境事務所、県森林総合研究所、森林組合との連携を密にして、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(3) 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

本市は、南アルプス国立公園及び県立公園と自然環境に恵まれた地域を有していることから、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持や動植物の保護を行い、自然環境の機能を十分発揮させ優れた景観を提供することとする。

(4) 公有林及び財産区有林等の整備

本市には、市有林及び財産区有林等が 825ha あり、これらは市街地及び集落の周辺に存していることから、水源涵養機能及び土砂流出等その保全機能を高度に発揮させるため、計画的な整備を推進していく。

また、県有林は 3,674ha あり、分布する地理的条件から、水源の涵養、土砂流出・崩壊の防止機能など地域住民が安全に暮らすために欠くことの出来ない重要な役割を果たしていることから、適確な管理及び施業を行うこととする。